



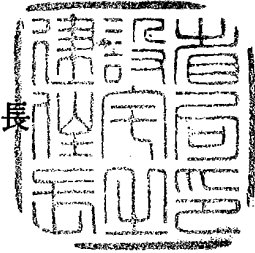
建設省愛住指発第1号-2

平成5年1月7日

ヨーコン株式会社

代表取締役 新谷雅樹 殿

建設省住宅局長



建築基準法第38条の規定に基づく認定について

(ST-大径アトラス工法)

さきに申請のあった標記については、建築基準法第38条の規定に基づき、別添のとおり認定されたので通知する。

なお、厳格な工事監理に基づく適正な工事施工の確保を期されたい。



建設省愛住指発第1号

認 定 書

愛知県名古屋市東区葵3丁目24番2号

ヨーコン株式会社

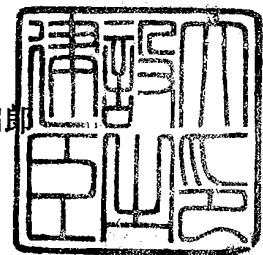
代表取締役 新谷 雅樹

さきに申請のあった下記の特異な構造方法については、建築基準法第38条の規定に基づき、同法施行令第93条の規定によるものと同等以上の効力を有するものと認める。

平成5年1月7日

建設大臣

中村 喜四郎



記

1. 工法の名称 ST-大径アトラス工法

2. 工法の概要

掘削機を用いて、掘削水をオーガーヘッドの先端から注入しながら、所定の深度まで拡径部杭径+10cmの孔を回転掘削する。所定深度迄掘削後、掘削攪拌ロッドをゆっくりと数回上下反復し、掘削地盤を十分スラリー化する。その後掘削攪拌ロッドを自沈させて、掘削孔の築造を確認してから根固め液（水セメント比60%）に切り換えて、掘削攪拌ロッドを引き上げながら所定量を注入する。続いて、杭周固定液（水セメント比70%）に切り換えて注入攪拌しながら掘削攪拌ロッドを引き上げる。なお杭周固定液の標準使用量は掘削体積の10%としている。以上のようにして掘削された孔中に、先端部に特殊金具（径：拡径部杭径-100mm、高さ：200mm、厚さ：9mmの円筒形の鋼板で、4カ所に羽根加工を施したもの）を装着した先端開放の既製コンクリート杭を挿入し、自重沈設及び回転沈設により所定の深度に定着させる。

3. 工事施工者の所在地及び名称

愛知県名古屋市東区葵3丁目24番2号

ヨーコン株式会社

代表取締役 新谷 雅樹

4. 工事監理者の所在地及び名称

同上

5. 使用材料

- (1) 杭 : 本工法に用いる先端拡径杭は、下記に示した既製コンクリート杭とする。

名称	本体部		拡径部			杭長 L (m)
	肉厚	外径	肉厚	外径	拡大長	
	T ₁ (mm)	D ₁ (mm)	T ₂ (mm)	D ₂ (mm)	(mm)	
6070	90	600	140	700	1400	5~15
7080	100	700	150	800	1600	5~15

- (2) 根固め液及び：根固め液及び周辺固定液はセメント及び水を使用し、セメントはJIS R 5210ポルトランドセメントとする。

- (3) 先端金具 : 径 : 拡径部杭径 - 100mm、高さ : 200mm、
厚さ : 9mmの円筒形の鋼板で4カ所に羽根加工を施したものと
とする。

6. 適合条件

- (1) 掘削孔径は、拡径部杭径 + 10cmとする。
- (2) 適用支持地盤は、砂質土層または、礫質土層とする。
- (3) 杭の施工深さは支持地盤が砂質土層の場合60m以下、礫質土層の場合66m以下とする。
- (4) 支持層上面から杭先端までの根入れ長さは、 $1D_2$ 以上、掘削孔底から杭先端までの長さは、1,200mm、根固め球根部の長さは、 $3D_2 + 1,200$ mm以

上とする。

(5) 支持層中の地下水に流れにより杭先端根固め球根形成に支障が出るおそれのある場合にはこの工法を用いない。

(6) その他、ST-大径アトラス工法施工指針に従うこととする。

7. 杭の許容支持力

(1) 長期許容支持力、 $R_a(t)$

$$R_a = \frac{1}{3} (\alpha \bar{N} A_p + R_{f_1} + R_{f_2})$$

ここに

R_a : 杭の長期許容支持力 (t)

α : 先端支持力係数 ($\alpha = 2.5$)

\bar{N} : 杭先端より上方 $4D_2$ 下方 $1D_2$ の平均N値 ($\bar{N} \leq 60$)

A_p : 既製杭の先端閉塞断面積 (m^2)

R_{f_1} : 杭の本体部の杭周面摩擦力 (t)

$$R_{f_1} = \left[\frac{1}{5} \bar{N}_{s_1} L_{s_1} + \frac{1}{2} \bar{q}_{u_1} L_{c_1} \right] \phi_1$$

R_{f_2} : 杭の拡径部の杭周面摩擦力 (t)

$$R_{f_2} = \left[\frac{1}{5} \bar{N}_{s_2} L_{s_2} + \frac{1}{2} \bar{q}_{u_2} L_{c_2} \right] \phi_2$$

\bar{N}_{s_1} : 杭の本体部が接する砂質土地盤の平均N値 ($\bar{N}_{s_1} \leq 25$)

\bar{N}_{s_2} : 杭の拡径部が接する砂質土地盤の平均N値 ($\bar{N}_{s_2} \leq 25$)

L_{s_1} : 杭の本体部が砂質土地盤に接する杭の長さの合計 (m)

L_{s_2} : 杭の拡径部が砂質土地盤に接する杭の長さの合計 (m)

$\bar{q} u_1$: 杭の本体部が接する粘性土地盤の平均一軸圧縮強度 (t/m²)

$$(\bar{q} u_1 \leq 10)$$

$\bar{q} u_2$: 杭の拡径部が接する粘性土地盤の平均一軸圧縮強度 (t/m²)

$$(\bar{q} u_2 \leq 10)$$

$L c_1$: 杭の本体部が粘性土地盤に接する杭の長さの合計 (m)

$L c_2$: 杭の拡径部が粘性土地盤に接する杭の長さの合計 (m)

ϕ_1 : 杭の本体部の周長 (m)

ϕ_2 : 杭の拡径部の周長 (m)

D_1 : 杭本体部の外径 (m)

D_2 : 杭拡径部の外径 (m)

L : 杭の長さ (m)

ただし、周面摩擦力の算定において拡径杭の断面変化部は、考慮しない。

(2) 短期許容支持力

長期許容支持力の2倍とする。

8. その他 (別添)

(1) ST-大径アトラス工法の概要

(2) ST-大径アトラス工法の施工指針

事務連絡

平成14年1月11日

ヨーコン(株)様

国土交通省住宅局建築指導課

旧建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣の認定を受けた
建築材料又は構造方法の現行の建築基準法における認定等の手続きについて

建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法(以下「旧法」という。)第38条の規定に基づく建設大臣の認定を受けた建築材料又は構造方法(当初は昭和57年建設省告示第56号の規定等に基づく建設大臣の認定を受け、平成12年5月に旧法第38条に基づく認定に移行したものを含む。以下「旧法第38条既認定材料等」という。)は、改正法施行後2年間、平成14年5月31日まで旧法第38条の規定に基づく認定の効力を有するものとして、取り扱われることとなっております。施行後2年を経過した平成14年6月1日以降は旧法第38条の認定の効力がなくなるため、そのままでは用いることができなくなる場合があります。

このため、別紙に掲げる旧法第38条既認定材料等を平成14年6月1日以降も用いる場合は、認定が不要な場合を除いて、平成14年5月31日までに改正後の建築基準法(以下「新法」という。)の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けることが必要となります。また、旧法第38条既認定材料等を構造計算を行う建築物に使用する場合には、併せて当該材料の基準強度等について、国土交通大臣の指定を受ける必要がある場合があります。

認定の要・不要等、今後の取扱いについては、別記の通りですのでご連絡申し上げます。

(別紙)

旧法第 38 条既認定材料等の内容

整理番号	認定申請者名	旧法第 38 条既認定材料等の名称	旧法第 38 条抵触条文
FK113	ヨーコン(株)	ST-アトラス工法	施行令第 93 条
取扱区分	材料区分	備考	
③		今後は既認定の内容を基に、平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第六に従い、 くい許容支持力を算定してください。	

(注)

- ・ 上記の旧法第 38 条既認定材料等の取扱いは、「取扱区分」の欄に記載された番号と同番号の別記の 3 頁の表 1 に掲げるとおりとなります。
- ・ 「材料区分」の欄に番号が記載されている場合は、別記の 4 頁の表 2 に掲げる同番号の指定建築材料としての認定が必要となります。また、当該材料を構造計算が必要な建築物に使用する場合には、併せて、基準強度等の指定を受けることが必要となる場合があります。

(別記)

現行の建築基準法における旧法第 38 条既認定材料等
の今後の取扱いについて

平成 14 年 2 月

次頁以降に示す認定等の申請手続きの内容は、旧法第 38 条に基づく一般認定を、新法の構造関係規定に基づく国土交通大臣の認定又は指定へ移行するための申請手続きを説明したものです。

(1) 旧法第 38 条既認定材料等の取扱い

別紙の表に掲げる旧法第 38 条既認定材料等について、平成 13 年 6 月以降に使用する場合は、同表の「取扱区分」に記載してある番号に対応した次の表 1 に掲げる同番号の取扱いとなります。また、別紙の表の「材料区分」に①から⑭までのいずれかの番号が記載されている場合は、次の表 2 に掲げる同番号の指定建築材料として国土交通大臣の認定が必要となります。さらに、当該材料を構造計算が必要な建築物に使用する場合には、併せて、基準強度等について大臣の指定を受けることが必要となる場合があります。

ここで、新たに国土交通大臣の認定が必要となる場合については、特例として、指定性能評価機関での性能評価を経ずに国土交通省住宅局建築指導課にて直接認定に係る審査を行います（当該認定に係る手数料は不要です）。また、基準強度等の数値についての国土交通大臣の指定を受ける場合も、直接国土交通省で審査を行い、手数料は不要となります（国土交通大臣の認定と併せて基準強度等の指定を受ける場合には、一括して審査等の手続きを行います）。

ただし、旧法第 38 条既認定材料等の仕様の範囲を超えて新たに追加・変更された仕様については、原則としてこれらの特例の対象とはなりませんのでご注意ください。また、新法の規定に基づく国土交通大臣の認定を既に受けている旧法第 38 条既認定材料等については、以下の新法に基づく認定等の申請の必要はありません。

以上のほか、下に掲げる表 1 及び表 2 をご覧頂く際には、以下の点についてご注意ください。

1) 旧法第 38 条既認定材料等を新法に基づく国土交通大臣の認定又は指定に移行するに当たっての認定等の種類とその根拠条文は、以下のとおりです。

- ・ 指定建築材料の認定：建築基準法第 37 条第二号
- ・ 木造の軸組の構造方法の認定：建築基準法施行令第 46 条第 4 項の表一の(八)項
- ・ 枠組壁工法の構造方法の認定：建築基準法施行規則第 8 条の 3
- ・ 建築材料の基準強度等の指定：次の表のとおり

区 分	根 拠 規 定
木材の基準強度	平成 12 年建設省告示第 1452 号
鋼材等又はその溶接部の基準強度	平成 12 年建設省告示第 2464 号
高力ボルトの基準張力、引張の許容応力度、基準強度	平成 12 年建設省告示第 2466 号
木材（集成材等）、ターンバックル、高強度鉄筋、タッピンねじ等の基準強度	平成 13 年国土交通省告示第 1024 号
枠組壁工法等を用いた建築物等に用いる木質接着成形軸材料、木材等の許容応力度及び材料強度	平成 13 年国土交通省告示第 1540 号

2) いずれの場合でも、時刻歴応答解析等の令第 81 条の 2 の構造計算を行う場合（超高層建築物の場合等）には、「令第 81 条の 2 の構造計算の認定」が必要です（通常と同様の手続きによる必要があります）。

- 3) 建築材料や構造方法によっては、構造関係規定以外の防火、一般構造等の関係で、別途大臣の認定が必要となる場合があります。その場合には、通常と同様の手続きによる必要があります。
- 4) 今後、国土交通省告示の改正、制定等により、旧法第 38 条既認定材料等の取扱いが変更になる可能性があります。
- 5) 大臣の認定が不要な場合等でも、個別の建築確認を受ける際に、審査を円滑化するための方法として、建築基準法第 68 条の 10 の規定に基づく「型式適合認定」又は建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づく認定（確認申請添付図書の省略の認定）を受けることが可能な場合があります。その場合には、通常と同様の手続きによる必要があります。

表 1 旧法第 38 条既認定材料等の取扱い

取扱い区分	別紙の表の「取扱い区分」の番号に対応した以下の内容が、旧法第 38 条既認定材料等の取扱いとなります。	必要となる審査用書類
建築材料に関する取扱い	① ・当該建築材料について、表 2 に掲げる指定建築材料の認定が必要です。 ・また、必要に応じて ^{注1)} 基準強度又は許容応力度及び材料強度の数値の指定を受けてください。	別添に掲げる審査用書類 A 別添に掲げる審査用書類 D
	② ・当該木材等について、指定建築材料の認定を受ける必要はありません。 ・ただし、必要に応じて ^{注1)} 基準強度又は許容応力度及び材料強度の数値の指定を受けてください。	別添に掲げる審査用書類 D
取扱いを含む。 構造方法に関する取扱い (当該構造方法に用いる建築材料の	③ ・当該構造方法について、認定を受ける必要はありません。	—
	④ ・当該構造方法について、認定を受ける必要はありません。 ・ただし、当該構造方法に用いる建築材料について、表 2 に掲げる指定建築材料の認定が必要です。 ・また、必要に応じて ^{注1)} 基準強度又は許容応力度及び材料強度の数値の指定を受けてください。	別添に掲げる審査用書類 A 別添に掲げる審査用書類 D
	⑤ ・当該構造方法について、認定を受ける必要はありません。 ・ただし、当該構造方法に用いる木材等について、必要に応じて ^{注1)} 基準強度又は許容応力度及び材料強度の数値の指定を受けてください。	別添に掲げる審査用書類 D
	⑥ 当該構造方法について、令第 82 条の 6 に基づく限界耐力計算によるか又は令第 81 条の 2 に定める構造計算を行うことが必要です。 ・令第 82 条の 6 に定める限界耐力計算（又はこれと同等以上のものとして国土交通大臣が定めた構造計算）を行う場合は、認定を受ける必要はありません。 ・令第 81 条の 2 に定める構造計算を行う場合は、令第 81 条の 2 の構造計算の認定が必要です。	

木造の構造方法に関する取扱い	⑦	枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた当該構造方法について、平成13年国土交通省告示第1540号第9に定める構造計算を行う必要がありますが、その場合は、認定を受ける必要はありません。	—
	⑧	壁倍率又は枠組壁工法の枠組材と壁材との緊結方法について、木造の軸組の構造方法の認定又は枠組壁工法の構造方法の認定が必要で	別添に掲げる審査用書類C

注1) 基準強度又は許容応力度及び材料強度の数値の指定が必要な場合は、下記のとおりです。

- ① 許容応力度等計算又は限界耐力計算（これらと同等以上のものとして国土交通大臣が定めた構造計算を含む。）が必要な建築物に当該建築材料を用いる場合は、基準強度の数値（高力ボルトの場合は、基準張力、引張の許容応力度、材料強度の基準強度の数値）が必要です。
- ② 当該建築材料の基準強度等の数値が関係告示（平成12年建設省告示第1452号、平成12年建設省告示第2464号、平成12年建設省告示第2466号及び平成13年国土交通省告示第1024号）で既に規定されている場合を除き、それらの数値について、国土交通大臣の指定を受ける必要があります。
- ③ 指定建築材料のうち木質接着成形軸材料、木質複合軸材料、木質断熱複合パネル若しくは木質接着複合パネル又は平成13年国土交通省告示第1540号第3第一号及び第二号に掲げるもの以外の木材であって、当該建築材料を同告示に定める枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物に用いる場合は、許容応力度及び材料強度の数値について、国土交通大臣の指定を受ける必要があります。

表2 法第37条第二号に基づく構造方法等の認定が必要な指定建築材料

材料区分	構造方法等の認定が必要となる指定建築材料の種類	JIS又はJAS（平成12年建設省告示第1446号別表第一に掲げるJIS又はJAS）
①	構造用鋼材及び鋳鋼のうち、その品質が右に掲げるJIS又はJASに適合しないもの	JISA5525（鋼管ぐい）—1994、JISA5526（H形鋼ぐい）—1994、JISG3101（一般構造用圧延鋼材）—1995、JISG3106（溶接構造用圧延鋼材）—1999、JISG3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）—1998、JISG3136（建築構造用圧延鋼材）—1994、JISG3138（建築構造用圧延棒鋼）—1996、JISG3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）—1998、JISG3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）—1994、JISG3321（溶融55%アルミニウム—亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）—1998、JISG3322（塗装溶融55%アルミニウム—亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）—1998、JISG3350（一般構造用軽量形鋼）—1987、JISG3352（デッキプレート）—1979、JISG3353（一般構造用溶接軽量H形鋼）—1990、JISG3444（一般構造用炭素鋼管）—1994、JISG3466（一般構造用角形鋼管）—1988、JISG3475（建築構造用炭素鋼管）—1996、JISG4321（建築構造用ステンレス鋼材）—2000、JISG5101（炭素鋼鋳鋼品）—1991、JISG5102（溶接

		構造用鋳鋼品) —1991又はJIS G 5201 (溶接構造用遠心力鋳鋼管) —1991
②	高力ボルト及びボルトのうち、その品質が右に掲げる JIS に適合しないもの	JIS B 1051 (炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質—第一部:ボルト、ねじ及び植込みボルト) —2000、JIS B 1054 (ステンレス鋼製耐食ねじ部品の機械的性質) —1995、JIS B 1180 (六角ボルト) —1994、JIS B 1181 (六角ナット) —1993、JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット) —1995又はJIS B 1256 (平座金) —1998
③	構造用ケーブル、ワイヤロープその他これらに類するものうち、その品質が右に掲げる JIS に適合しないもの	JIS G 3535 (ワイヤロープ) —1998又はJIS G 3546 (異形線ロープ) —2000
④	鉄筋のうち、その品質が右に掲げる JIS に適合しないもの	JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) —1987又はJIS G 3117 (鉄筋コンクリート用再生棒鋼) —1987
⑤	溶接材料 (炭素鋼及びステンレス鋼の溶接) のうち、その品質が右に掲げる JIS に適合しないもの	JIS Z 3183 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージーク溶着金属の品質区分及び試験方法) —1993、JIS Z 3211 (軟鋼用被覆アーク溶接棒) —1991、JIS Z 3212 (高張力鋼用被覆アーク溶接棒) —1990、JIS Z 3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒) —1999、JIS Z 3221 (ステンレス鋼被覆アーク溶接棒) —1989、JIS Z 3312 (軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ) —1999、JIS Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ) —1999、JIS Z 3315 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ) —1999、JIS Z 3320 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ) —1999、JIS Z 3323 (ステンレス鋼アーク溶接フラックス入りワイヤ) —1999、JIS Z 3324 (ステンレス鋼サブマージーク溶接ソリッドワイヤ及びフラックス) —1999又はJIS Z 3353 (軟鋼及び高張力鋼用エレクトロスラグ溶接ソリッドワイヤ並びにフラックス) —1999
⑥	ターンバックルのうち、その品質が右に掲げる JIS に適合しないもの	JIS A 5540 (建築用ターンバックル) —1982、JIS A 5541 (建築用ターンバックル胴) —1993又はJIS A 5542 (建築用ターンバックルボルト) —1993
⑦	コンクリートのうち、その品質が右に掲げる JIS に適合しないもの	JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) —1998
⑧	コンクリートブロックのうち、その品質が右に掲げる JIS に適合しないもの	JIS A 5406 (建築用コンクリートブロック) —1994

⑨	免震材料	
⑩	木質接着成形軸材料（木材の単板を積層接着又は木材の小片を集成接着した軸材をいう。）のうち、その品質が右に掲げる JAS に適合しないもの	構造用単板積層材の日本農林規格（昭和 63 年農林水産省告示第 1443 号）
⑪	木質複合軸材料（製材、集成材、木質接着成形軸材料その他の木材を接着剤により I 型、角形その他所要の断面形状に複合構成した軸材をいう。）	
⑫	木質断熱複合パネル（平板状の有機発泡剤の両面に構造用合板その他これに類するものを接着剤により複合構成したパネルのうち、枠組がないものをいう。）	
⑬	木質接着複合パネル（製材、集成材、木質接着成形軸材料その他の木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを接着剤により複合構成したパネルをいう。）	
⑭	タッピンねじその他これに類するもの（構造用鋼材にめねじを形成し又は構造用鋼材を切削して貫入するものに限る。）のうち、その品質が右に掲げる JIS に適合しないもの	JIS B 1055（タッピンねじ—機械的性質）—1995

(2) 新法に基づく認定等の申請に必要な書類及び提出部数

「(1) 旧法第 38 条既認定材料等の取扱い」において、新法に基づき国土交通大臣の認定又は基準強度等の数値の指定を受ける必要がある場合（認定の移行の手続きの特例により申請を行う場合に限り）は、以下の 1) 及び 2) の書類を併せて (4) ① に掲げる郵送先に郵送して下さい。

1) 事務手続用書類

別添の「事務手続用書類記載要領」に掲げた各様式をご参照の上、各書類を作成して下さい。

- | | |
|--|--------------|
| ① 構造方法等の認定申請書（収入印紙は必要ありません。） | 1 部（様式 1 参照） |
| ② 認定書（案） | 1 部（様式 2 参照） |
| ③ 別添 | 1 部（様式 3 参照） |
| ※認定書に添えるものとなります。 | |
| ④ 旧法に基づく認定書（原本） | 1 部 |
| ※過去に既認定の変更を行っているものについては、その変更通知書等を併せて送付して下さい。 | |
| ⑤ FAX 送信票 | 1 部（様式 4 参照） |
| 以下、必要に応じて | |
| ⑥ 指定申請書 | 1 部（様式 5 参照） |

⑦ 指定書(案) 1部 (様式6参照)

2) 審査用書類

①(財)日本建築センターの評定書及び評定報告書(写し) 1部

②旧法第38条既認定材料等の既往の使用実績を明記した資料 1部

③下記の根拠条文に応じた審査用書類

別添の「審査用書類記載要領」に掲げた各内容をご参照の上、各書類を作成して下さい。

指定建築材料の認定(法第37条第二号の規定に基づく認定)に係る審査用書類	別添に掲げる審査書類A
木造の軸組の構造方法の認定又は枠組壁工法の構造方法の認定(令第46条第4項表一又は規則第8条の3の規定に基づく認定)に係る審査用書類	別添に掲げる審査書類C
建築材料の基準強度等の指定(平12建告第1452号、平12建告第2464号、平12建告第2466号、平13国交告第1024号又は平13国交告第1540号の規定に基づく基準強度等の指定)に係る審査用書類	別添に掲げる審査書類D

(3) 提出期限

平成14年 5月24日(金) 必着

(4) 郵送先等

①郵送先

国土交通省住宅局建築指導課構造係

〒100-8918 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

※郵送封筒の表に別紙の表に記載されている整理番号に加え、「旧法第38条関係(構造)申請書在中」と明記して下さい。

②質問等の問合せ先

認定等の申請に関する質問等の問合せ先は、下記の通りです。なお、お問合せの際には、別紙の表に記載されている整理番号、認定申請者名、旧法第38条既認定材料等の名称を併せてお知らせ下さい。

国土交通省住宅局建築指導課構造係：TEL 03-5253-8111

(財)日本建築センター：FAX 03-5473-8037、 Email g38@bcj.or.jp

(5) 送付方法

- ・ 郵送のみで受付けます(直接、郵送先にご持参なさないで下さい)。

- ・ 書類の配達状況及び問い合わせ等のため、必ず書留で郵送して下さい。認定書又は指定書の受け渡し時まで配達記録郵便物受領証をご自身で保管して下さい。

(6) 認定又は指定手続き完了の通知方法

- ・ 国土交通大臣による認定又は指定後、手続きの完了の旨をFAXにて通知致します。
- ・ 認定番号は認定書の受け渡しをもって通知致します。

関係各位

ジャパンパイル株式会社
代表取締役 黒瀬 晃

ヨーコン株式会社は、平成19年2月9日付けの官報に公告されたとおり平成19年4月1日に親会社のジャパンパイル株式会社に吸収合併されております。ST-アトラス工法の建設大臣認定はヨーコン株式会社として受けたものですが、認定等を含む権利関係は全てジャパンパイル株式会社に承継されております。

したがいまして、添付しております本工法の認定書や建築指導課長からの事務連絡文書の「ヨーコン株式会社」は「ジャパンパイル株式会社」に読み替えていただくようお願い申し上げます。

以上

27 平成19年2月9日 金曜日 官 報 第4520号

合併公告
左記会社は合併して甲は乙、丙および丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙および丁は解散することになりました。
効力発生日は平成十九年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙、丙および丁は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙、丙および丁の全株式を所有していませんので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 証券取引法による有価証券報告書提出済
(乙) <http://www.yokon.co.jp/index.html>
(丙) <http://www.daido-conc.co.jp/>
(丁) <http://www.jpcon.co.jp/>
平成十九年二月九日
大阪市中央区高麗橋二丁目一番一〇号
(甲) ジャパンパイル株式会社
代表取締役 萩内 貞男
大阪市中央区高麗橋二丁目一番一〇号
(乙) 株式会社ジोटップ
代表取締役 萩内 貞男
東京都台東区東上野二丁目一四番一号
(丙) 大同コンクリート工業株式会社
代表取締役 小野 勝
名古屋市東区藤三丁目二四番二号
(丁) ヨーコン株式会社
代表取締役 新谷 岳史

合併公告
左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己及び庚の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己及び庚は解散することになりました。
効力発生日は平成十九年三月十日であり、各社の株主総会の承認決議は平成十八年十二月二十六日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。